

聖籠町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十七日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第二十三号

聖籠町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成十八年聖籠町規則第十六号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「施行規則第三百三十一条の十第一項」を「施行規則第三百三十一条の十三第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。